

航空自衛隊新田原飛行場が昭和33年4月に使用開始して以来、新富町の空にはいつも飛行機の姿があります。特に昭和36年からは、戦闘機部隊である第5航空団が常駐するようになり、新田原基地はジェット戦闘機の基地となりました。

新田原飛行場周辺が本格的に騒音で悩むことになったのは、迎撃戦闘機F-104Jが新田原基地に配備された昭和38年のこと。翌年にはジェット機騒音による家屋移転補償調査が始まり、39戸の飛行場周辺にあった世帯が移転しています。

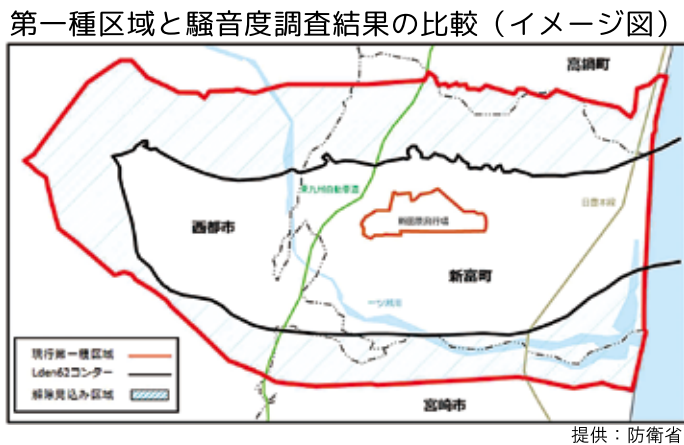
そして昭和41年7月、「防衛施設周辺の整備等に関する法律」が施行され、自衛隊や防衛施設等に関する住民の生活の安定や福祉の向上に対しての補償が明確なものになりました。

■新田原基地対策の沿革(抜粋)

昭38・12	基地拡張(F104J配備)に伴い、福岡防衛施設局熊本支局と家屋移転補償を含む協定締結
昭39・10	ジェット機騒音による家屋移転補償調査開始
昭39	家屋移転開始
昭41・7	防衛施設周辺の整備等に関する法律(旧法)施行
昭42・3	第二種区域指定
昭49・6	防衛施設周辺の整備等に関する法律(新法)施行
昭54・7	一般住宅の防音工事も助成対象になる
昭55・7	第一種区域告示
平15・7	町で騒音測定器2台設置(現在5台で測定中)
平23・2	現行の第一種及び第二種区域告示

■今回の見直し(案)の内容

今回の防衛省による見直し(案)では、現在指定されている区域を全部解除し、新たに区域の指定がなされます。この区域指定の際、新しい第一種区域内に現に所在する住宅が防音工事の対象となります。



！第一種区域(住宅防音工事対象)が縮小

	現行	見直し(案)
面積	約12,000ha	約6,000ha
世帯数	約14,000世帯	約9,000世帯

！縮小の理由(国の説明)…1日の標準飛行回数の減少

航空機全般	平成15年	約340回/日	→	今回	約250回/日
ジェット戦闘機	平成15年	約280回/日	→	今回	約160回/日



新田原飛行場 第一種区域等 見直し

■今回の見直し(案)における変更点

- 新たに指定された第一種区域外の住宅は、住宅防音工事の対象外です。ただし、現行の第一種区域内にあり、住宅防音工事が未実施の平成5年7月1日以前に建てられた住宅は、一定の期間中に希望があった場合、市販防音サッシ交換等による住宅防音工事が実施されます。
- 新たに指定された第一種区域内に所在する平成5年7月1日以降に建てられた住宅も、住宅防音工事の対象になります。(現行では対象外)
- 住宅防音工事の工法は、全て外郭防音工事となります。
- 新たに指定された第二種区域外にあり、現行の第二種区域内の住宅は、一定の期間中に希望があった場合、移転補償の対象となります。

町はこれまで、第一種区域の拡大及び十分な事前説明と町との協議の実施などを強く要望してきました。

しかし今回の見直し(案)は、国の一方的な調査結果に基づいたもので、長年にわたり航空機騒音に悩まされてきた町民の苦しみを無視したものだと言わざるをえません。

■町が行った反対活動

12・2	九州防衛局へ抗議活動(2市3町)
12・6	在日米軍再編訓練移転先6基地協議会長に現状報告し、協力依頼
12・8	九州防衛局へ抗議活動(町議会も実施)
12・12	宮崎県知事・県議会議長に力添えを要請
12・22	防衛省に抗議活動(2市3町の首長及び議長、衆議院議員の江藤拓氏及び武井俊輔氏、参議院議員の松下新平氏及び長峰誠氏)
1・5	区長会において経緯説明・反対決議



■区長会での反対決議

1月5日、新しい区長を迎えて開催した区長会では、本件に関するこれまでの経緯と町の考えを説明しました。

その後、選出された河野國夫区長会長の元、区長会としても第一種区域縮小に反対していくことが全会一致で決定されました。



新富町は、今回の新田原飛行場に係る第一種区域の縮小について断固反対し、関係機関と連携しながら、区域拡大をより強く要望していきます。

また、第二種区域については、一部縮小はするものの、全体的に拡大し、新しい区域内に現在所在する建物等が移転補償の対象となります。

第二種区域と騒音度調査結果の比較 (イメージ図)



現行		見直し(案)	
面積	戸数	面積	戸数
約640ha	約300戸	約690ha	約700戸

！第二種区域(移転補償対象)は一部縮小、全体的に拡大

用語解説

第一種区域：

自衛隊等の航空機により生じる音響に起因する障害が著しいと認め、防衛大臣が指定する防衛施設周辺の区域のことで、住宅防音工事への助成があります。

第二種区域：

第一種区域のうち、航空機により生じる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域のことで、区域内に所在する建物等の移転等により生じる損失が補償されます。